

建設工事事業者 各位

飯田市財政課長

飯田市建設工事等における現場代理人の常駐義務緩和に係る事務処理
要領について(通知)

日頃より、建設行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設工事標準請負契約約款第 10 条第 3 項に基づく現場代理人の兼任に係る取扱いは、「建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて」別記 2「建設工事等における現場代理人の兼任に係る取扱いについて」により運用してきたところですが、監理技術者制度運用マニュアルの改正により、新たに常駐義務緩和の要件及び事務処理について県の「建設工事等における現場代理人の常駐義務緩和に係る事務処理要領」を準用し「飯田市建設工事等における現場代理人の常駐義務緩和に係る事務処理要領」を定めましたので、適正な実施に御配意願います。

なお、「建設工事等における現場代理人の兼任に係る取扱いについて」は、本通知をもって廃止します。

1 主な内容

- (1) 現場代理人の常駐義務緩和要件の明確化。
 - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。)
 - ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
 - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
 - ④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間(なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間(検査日含む)も常駐を要しない)
- (2) 建設業法改正により主任技術者の専任金額要件が緩和され、これに伴い現場代理人の常駐義務の金額要件を改正。(土木一式工事 4,000 万円→4,500 万円)
- (3) 建築一式工事における現場代理人の常駐義務の金額要件を、主任技術者の専任金額と同額に改正。(8,000 万円→9,000 万円)
- (4) 用語の見直し(兼任→兼務、連絡員→現場連絡員)

2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は通知を行う工事から適用する。